

# 起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

（1号）

議 長	副 議 長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和元年 12 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和元年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和元年 12 月 13 日（金）		
				会議時間	12時59分 ～ 13時49分		
出席委員	委 員 長	川村 一朗		委 員	谷田 道子		
	副 委 員 長	松浦 伸		委 員	酒井 石		
	委 員	白木 一嘉					
	委 員	小出 徳彦		欠席委員			
	委 員	上岡 正					
その他	議 長	宮崎 努		傍 聴 人	平野 愛弓（高知新聞社）		
執行部出席者	観光商工課長	朝比奈雅人					
	観光商工課長補佐	金子 雅紀					
	農林水産課長	篠田 幹彦					
	農林水産課長補佐	吉田 貴浩					
	上下水道課長	秋森 博					
	上下水道課長補佐	富田 一之					
	上下水道課総務係長	井口 敦					
	上下水道課下水道係長	岡村 速人					
事務局	事務局長	阿部 定佳					
	事務局長補佐	上岡 史卓					
記 録							
<p>令和元年12月定例会において、本委員会に付託を受けた議案3件について委員会を開催しました。 その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●まず、第14号議案「四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：篠田農林水産課長】農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の改正で、農地中間管理事業の推進に関する法律や国の農地利用最適化交付金事業実施要綱の改正により、人・農地プランの実質化に向け、地区の話し合いに、農地に関する地図を用いて農地の状況の把握を行い、話し合いの円滑な実施のために必要な協力を行うものと明文化された。そこで、活動実績に対する能率給を現在の6,000円から7,000円に改めるもの。交付金単価の見直しにより全額国費。施行日令和2年4月1日。

【質疑：上岡委員】他の市町村でも同様に報酬を1,000円上げるのか。

【答弁：篠田農林水産課長】県内11市で四万十市以外でこの事業の活動予定がある市は4市あるが、農地利用最適化交付金事業実施要綱で決まっているものなので、同様と思われる。

【質疑：白木委員】農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬は、条例制定の平成17年から変わっていないか。

【答弁：篠田農林水産課長】平成26年度に農業委員会に関する法律が改正され、それまで農業委員だけしかなかったものが、農業委員と農地利用最適化推進委員になることが決まった。条例の施行は平成30年4月で、その時から今の報酬となっている。

【質疑：小出委員】能率給の対象となる業務内容は。

【答弁：篠田農林水産課長】これまでの農地の集積・集約に加え、人・農地プランの実質化に対する協力、具体的には地域の話し合いへの参加といった業務が加わる。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第15号議案「水道事業及び簡易水道事業の経営統合並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業における地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：秋森上下水道課長】水道事業を始めとする公営企業は独立採算を原則とし、経済性を発揮しながら公共の福祉を増進する。現在、人口減少・インフラの老朽化が課題となっており、将来に渡り持続可能な経営への改善が求められている。

人口3万人以上の市町村の簡易水道事業、公共下水道事業は、国より平成31年度末までに公営企業会計に切り替えることが求められているため、今回公営企業法全部適用に取り組んでいく。農業集落排水事業においてもできるだけ公営企業会計に切り替えることが要請されており、また、上下水道課内の事務効率化のため、併せて切り替えるもの。

また、地方公営企業法を全部適用することにより、貸借対照表や損益計算書の財務諸表の作成を通じ、資産等の把握が容易になり、経営基盤の強化が可能になる。本市においては、水道事業は以前から公益企業会計を実施しており、人口減少や節水機能の普及等により料金収入の減少が見られる一方管路の更新・耐震化の取組による投資額の増加が見込まれる中、公営企業会計の特徴を活かし、将来の事業見通しを踏まえた事業運営を行ってきた。今後も人口減少による収入の減少、管の老朽化に伴う投資額の増加が見込まれるが、これは、下水道事業、簡易水道事業、農業集落排水事業でも同様で、より大きな課題であるため、持続可能な経営を行うためには自らの資産等を正確に把握する必要がある、公営企業会計への移行が必要と考えており、今回の議案の提出となった。

来年4月からの上水道事業と簡易水道事業の経営統合並びに公共下水道事業と農業集落排水事業の地方公営企業法全部適用に向け、経営の規模や組織の変更、地方公営企業法の全部適用に係る規定を整理するため、関係する15の条例を改正し、不要となる4つの条例を廃止するなど、所要の改正を行う

【質疑：小出委員】経過措置にある簡易水道事業の「当分の間」はいつまでか。

【答弁：秋森上下水道課長】この条項の適用となるのが現在設置中の蕨岡簡易水道だけであるが、来年度事業完了なので、事実上来年度いっぱいということになる。

【質疑：酒井委員】3つの事業を統合するが、事務的にはどうなるのか。

【答弁：秋森上下水道課長】全てを統合し一つの企業会計にするが、中身は3つに分かれており、上水道と簡易水道を統合した上水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業となる。

【質疑：酒井委員】3つの事業を残すということで先の心配はないということか。

【答弁：秋森上下水道課長】統合できる部分は統合し、全体を企業会計とすることで、経営の見える

化を図り、持続可能な経営を行うようにするもの。

【質疑：上岡委員】上水道事業に簡易水道事業を組み込むわけだが、給水区域は市内全域か、それともそれぞれの区域を併せたものか。

【答弁：秋森上下水道課長】議案書の36ページのような給水区域となる。区域を足したもの。

【質疑：上岡委員】そうすると新たに簡易水道の給水区域を増やすときは、条例を改正する必要があるが、それについてどう考えるか。

【答弁：秋森上下水道課長】今後、新たに給水区域を増やす時は、今までと同様、条例改正しながら進めていく。

【質疑：上岡委員】四万十市全域を給水区域とすれば今後の手間を省けると思うが、不都合な点を教えてくれ。

【答弁：秋森上下水道課長】事務的な有利はあるかもしれないが、国の認可が必要で、給水区域のエリアを計画もないまま増やすことはできない。

【質疑：上岡委員】区域に入っているのに水道が来てないと言われるからそうしていると思うのだが。

【答弁：秋森上下水道課長】そういう目的ではない。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第19号議案「公の施設の指定管理者の指定について（新安並温泉スタンド）」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】指定管理者の指定期間が来年3月末において満了する「新安並温泉スタンド」について、令和2年4月から令和5年3月までの3年間、指定管理者として、現指定管理者である一般社団法人四万十市観光協会を指定するもの。5月27日に四万十市指定管理者選考委員会で審議を行い、非公募とすることで決定した。非公募理由としては、四万十市・幡多観光協会と共に観光振興に取り組む非営利団体であること、地域住民や利用者の声を適切に反映できること、四万十黒潮旅館組合の事務局もつとめており独自のコネクションで温泉の普及を行えること、利益が観光振興に転嫁され地域の発展に寄与されること等。

【質疑：小出委員】利用料や量はどうなっているか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】スタンド利用について、平成30年度実績で45,350円、90,700円、2円/ℓとなっている。

【質疑：小出委員】他にも温泉施設へ持っていく分があるのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】今、答えたのはスタンドでのコイン販売によるもので、主な収入としては、いやしの里、安住庵、新ロイヤルホテル四万十に温泉水を運搬・販売しているもの。これらの施設への販売は、0.7円/ℓ プラス消費税となっている。昨年実績で、いやしの里が306万9千ℓ、安住庵が73万6千ℓ、新ロイヤルが114万5千ℓ。

【質疑：上岡委員】観光協会はどのような管理をしているのか。また、協定の内容は。

【答弁：朝比奈観光商工課長】協定の仕様書の中で、総括的な事項や衛生管理の一般的なことを謳っている。収支については、運搬による販売の収入が約330万円、スタンド販売が約9万円、外に運搬に係る経費、人件費・燃料代相当を運搬費としてもらっている。合計で600万円程度。支出については、運搬費に相当する金額を委託料として中村バスにそのまま支払っている。その他は人件費や広告、衛生管理に係る金額。また、市に年間143万円を支払っているが、これは温泉を掘る際に起債を充てたがその償還金相当である。令和2年度からは、9月に納車したタンクローリーの起債の償還分62万円、市への納付金が増加する。損益で見ると年間100万円程度の黒字が出るが、この金額は観光協会の活動に使われ、地域に還元されると考えている。

【質疑：上岡委員】観光協会の職員の具体的な仕事は何か。トラブルがあった時は対応すると思うが、通常は何をしているのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】スタンドのコインの集金、各施設からの集金、衛生管理や運搬に係る経費の支払いといった事務的なもの。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。